

岐阜市立芥見小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は岐阜市立芥見小学校PTAと称し、同校内に事務所を置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の目的をめざして活動する。

1. 家庭、学校及び社会における児童青少年の福祉を増進する。
2. 児童青少年の幸福のため保護者と教職員が協力する。
3. 児童青少年の教育的環境をよくする。
4. よい保護者とよい教職員となるよう研修につとめる。
5. 教育財政を確立することに協力する。
6. 郷土理解並びに国際理解につとめる。

第3章 方針

第3条 本会は第2条の目的達成をめざす教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 特定の政党宗派にかたよらず、利的な行為は一切行わない。
2. 本校または本会の役員名でどんな営利的企業をも支持しないし、またどんな職務（公私共）の候補者をも推薦しない。
3. 本会は自主独立のものであって他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
4. 青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関との協力を惜しまない。
5. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりである。

1. 学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わるもの
2. 学校に勤務する教職員

第5条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第6条 会員はすべて第2章の目的をめざし第3章の方針に従って活動する義務がある。

第7条 入会と退会については、次のとおりとする。

1. 本会への入会は、「PTA 入会意思確認書」によるものとする。
2. 途中入会・退会時は、「PTA 入・退会届」を会長に提出する。

第5章 経理

- 第8条 本会の活動に要する経費は学校協力金及び他の収入によって支弁される。
- 第9条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行われる。
- 第10条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 本部役員及び本部役員の任務

- 第12条 本会の本部役員は次のとおりとする。
- | | | | |
|------|----------|-------|----|
| ・会長 | 1名 | ・会計 | 2名 |
| ・副会長 | 1名以上 若干名 | ・会計監査 | 2名 |
| ・書記 | 2名 | | |
- 会計と会計監査は兼任することができない。
- 第13条 各役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し後任者の決定まではその事務を扱うものとする。
- 第14条 会長の任務は次のとおりとする。
1. 総会、執行委員会を招集する。
 2. 外部に対して本会を代表する。
 3. 執行委員会の承認を得て特別委員会を置くことができる。
 4. 選挙及び会計監査に関する集会を除く外、全ての集会に出席して意見を述べる
ことができる。
- 第15条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をつとめる。
- 第16条 書記の任務は次の通りである。
1. 総会並びに執行委員会の議事を記録する。
 2. 諸種の記録通信その他の資料を保有する。
 3. 会長の指示により本会の通信を行う。
- 第17条 会計の任務は次の通りである。
1. 総会で決定した予算に基づいて一切の会計の事務を処理する。
 2. 本会の財産を管理する。
 3. 総会において会計監査を経た決算を報告する。
 4. 予算の立案をする。
- 第18条 本会の会計を監査するために2名の会計監査をおく。

第7章 本部役員の選任

- 第19条 本部役員の選任は次のとおりとする。
1. 会長、副会長、会計監査は本部役員で指名する。
書記、会計は会長が委嘱する。
 2. 指名された役員候補の正式承認は新年度の総会で行なう。

- 第 20 条 会長に欠員を生じた時は、副会長の中の一人が昇格する。任期は前任者の残存任期とする。

第 8 章 総 会

- 第 21 条 総会は全会員を以て構成され本会の最高決定機関である。
第 22 条 総会の定足数は構成員の5分の1とする。
第 23 条 総会は会長が招集する。但し執行委員が必要と認めた場合、または全員の10分の1以上の要求があった場合には総会を招集しなければならない。

第 9 章 執行委員会

- 第 24 条 執行委員会は次の会員を以て構成する。
本会の本部役員、校長、委員会の委員長、副委員長
第 25 条 執行委員会は総会の決議にもとづいて本会の事務を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。
第 26 条 執行委員会の定足数は構成員の2分の1とする。
第 27 条 執行委員会は会長が招集する。但し構成員の4分の1以上の要求があった場合、会長は執行委員会を招集しなければならない。

第 10 章 委員会

- 第 28 条 本会には会員の申し出により、執行委員会で協議の上、委員会をおくことができる。
委員会には委員長1名、副委員長1名以上をおくことができる。
本部役員が代行しても構わない。

第 11 章 顧 問

- 第 29 条 本会の運営上、会長が必要と認めたときは、執行委員会の承認を得て顧問、またはアドバイザーをおくことができる。
第 30 条 顧問は本部役員を補佐し、PTA の諸活動の円滑な引継ぎにつとめる。

第 12 章 細 則

- 第 31 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて執行委員会の議決を経て定める。

第 13 章 改 正

- 第 32 条 本規約は執行委員会で起案し、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

細 則

第 1 章 総 会

- 第 1 条 3月総会は、必要に応じて会長が召集する。
新年度の総会は、年間行事計画並びに年度予算の審議決定、前年度決算と役員の承認を得る。

第 2 章 規 定

- 第 2 条 慶弔規定は別項による。

第 3 章 個人情報保護

- 第 3 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「岐阜市立芥見小学校PTA個人情報取扱方針」に定め、適正に運用するものとする。

第 4 章 改 正

- 第 4 条 本細則は、執行委員会において、出席者の3分の2以上の賛成者がある場合に改正することができる。

第 5 章 緊急事態時の運営

- 第 5 条 通常の学校教育が行えないなど、社会情勢上、緊急事態と判断される場合においては、次のように対応する。
1. 緊急事態が総会時期にあたる時は、事態が収束するまでの間、通常総会を延期できる。但し、延期しても事態が改善しない場合や改善の見込みが立たない場合、もしくは急を要する議案がある場合には、紙面総会を行うことができる。この場合にあって、同一年度内に事態の改善が見られた時には、臨時総会もしくは報告会を設けて会員に説明をしなければならない。
 2. 緊急事態が役員、委員の決定時期にあたり、その体制が組めずに総会時期を迎えるときは、本規約、第8章、第9章、第10章にかかわらず、臨時の体制を構成できる。但し、この臨時体制は理由と合わせて総会で説明の上、承認を受ける こととし、事態の改善後に新たな体制が構成されたときには、臨時総会もしくは報告会で会員に説明をする機会を設けなければならない。
 3. 緊急事態時においては、会長は学校との連絡を密にして協力をし、会員に必要な情報提供をするなどに努めなければならない。

附 則

1. 本規約及び細則は平成21年度より施行する。
2. 平成25年5月25日 一部改訂
3. 平成26年5月24日 一部改訂
4. 平成27年1月16日 一部改訂(細則)
5. 平成30年3月9日 一部改訂(細則)
6. 令和3年5月1日 一部改訂(細則)
7. 令和4年5月17日 一部改訂
8. 令和6年5月1日 一部改訂